

暮らし住まいづくり 支援事業

令和6年度版

対象

中古住宅の購入とリフォーム

中古住宅の購入

- 対象**
- ①市外から転入して2年以内の移住者（転入前の1年間に転出した者を除く）
 - ②新婚世帯（婚姻届もしくはパートナーシップ宣誓書等を提出し、受理されてから2年以内）
 - ③子育て世帯（18歳以下の子どもと同居する世帯）
 - ④共同住宅に住んでいる方
 - ⑤進出企業の従業員となるため市外から転入された方

- 要件** 3親等内の親族以外からの購入であること（土地は対象外）
- 加算** リフォーム済みの安心R住宅を購入する場合に加算あり（購入後のリフォーム補助との重複不可）

購入後のリフォーム

- 対象** 市の事業で取得した中古住宅で、居住に必要な50万円以上のリフォーム工事
- 要件** この補助制度で購入した中古住宅であること

多世代同居住宅のリフォーム

- 対象** 親、子、孫の3世代以上が、持ち家で新たに同居するために行う50万円以上のリフォーム工事

所有者によるリフォーム

- 対象** 所有者が空き家を賃貸するために行う50万円以上のリフォーム工事
- 要件** 工事終了後、賃貸物件として大野市空き家情報バンクへ登録すること

補助額

○購入費用の3分の1	上限	居住誘導区域内	60万円	区域外	30万円
○リフォーム工事費用の3分の1	上限	居住誘導区域内	60万円	区域外	30万円
○安心R住宅の購入加算		居住誘導区域内	60万円	区域外	30万円
○多世代同居・近居リフォーム加算		居住誘導区域内	30万円		

共通事項

[リフォームのみ] 次の省エネルギーのいずれかを同時に行うこととします。

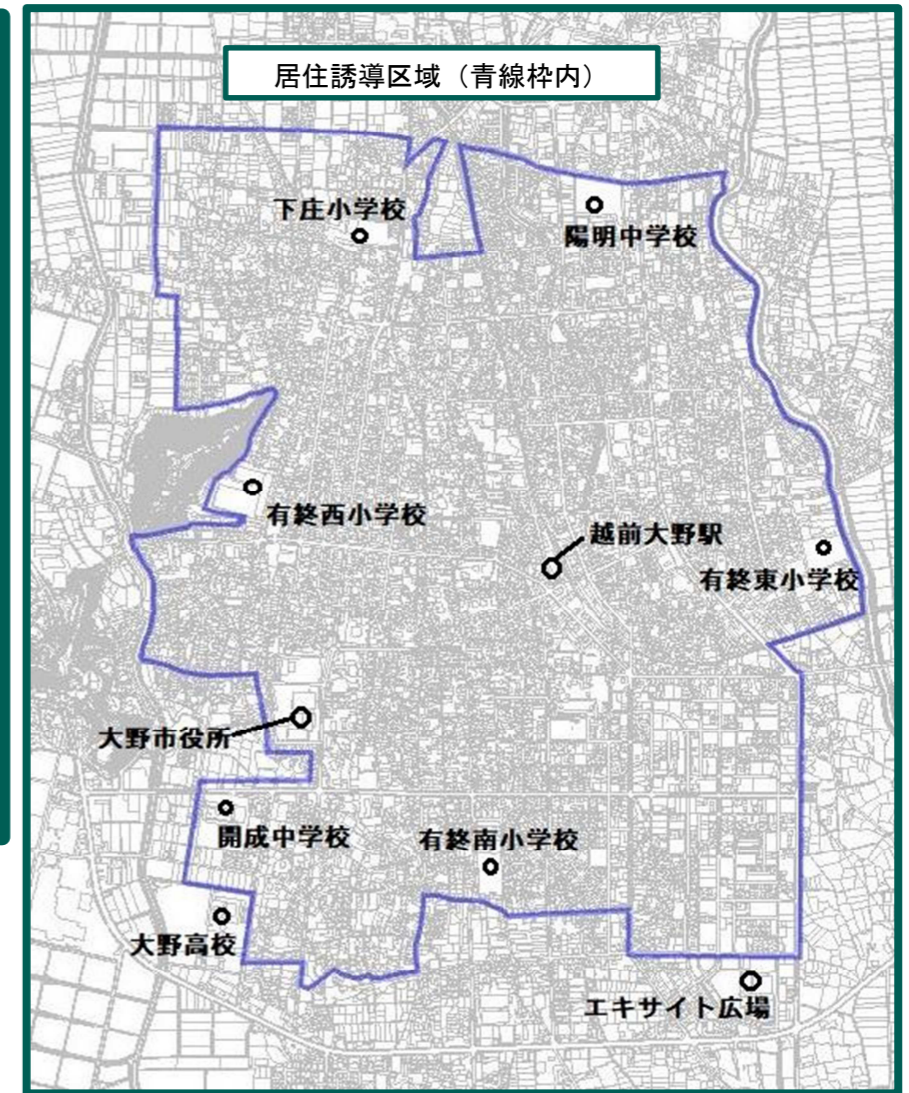
- ・開口部の断熱改修
- ・太陽熱利用システムの導入
- ・高断熱浴槽の設置
- ・節湯水栓の設置
- ・外壁、屋根・天井、床に断熱材を使用
- ・節水型トイレの設置
- ・高効率給湯器の導入
- ・LED照明器具の設置

- 耐震基準を満たさない住宅は、耐震診断を行い、補強プランを作成してください（解体除く）。
- 市内業者の施工に限ります。
- 外構工事や家具・家電製品、外壁、内装のみの工事は対象外です。
- 国、県、市の補助制度と併用できない場合があります。申請前にご確認ください。
- 公共下水道等の供用開始区域の場合は、下水道に接続してください。
- 住宅購入後、工事着工後の申請はできません。事前にご相談ください。
- 申し込みをした年度末までに完了し、書類を提出してください。

建替え補助

旧耐震住宅の解体補助

- 対象** 旧耐震住宅の建替えに伴う50万円以上の住宅解体工事
- 要件**
- ①居住誘導区域内であること
 - ②同じ敷地内で住宅を新築すること
- 補助額** 解体費用の3分の1
上限 **30万円**



申し込み
先着順

予算に達し次第
募集終了
12/20 最終

[お問い合わせ・お申し込み]

大野市役所 暮らし環境部 交通住宅まちづくり課
建築・住宅グループ（市役所1階11番窓口）
TEL: 0779-66-1111（代表）0779-64-4815（直通）